

(参考様式第2号)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを変更したので、別紙のとおり公表する。

令和4年 3月31日

関川村長 加藤



別紙

1. 会合の対象とした区域

1	両関・四ヶ字地区
2	霧出地区
3	七ヶ谷・九ヶ谷地区
4	湯沢・川北・高田地区
5	女川地区

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和 4年 3月25日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数

	法 人	個 人		集落営農 (任意組織)	合 計	
		認定農業者	一般農業者			
1	両関・四ヶ字地区	4	16	10	0	30
2	霧出地区	1	15	7	0	23
3	七ヶ谷・九ヶ谷地区	2	9	8	0	19
4	湯沢・川北・高田地区	6	18	0	0	24
5	女川地区	6	38	2	0	46
合 計 (のべ)		19	96	27	0	142

4. 対象地区の現状

1 両関・四ヶ字地区

①地域内の耕地面積	2 4 0. 0 ha
②アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1 8 6. 2 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8 5. 2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2 1. 7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 2. 7 ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1 4. 6 ha
⑤地域内に中心経営体の集積面積の合計	1 4 3. 1 ha
(備考)	

2 霧出地区

①地域内の耕地面積	2 3 1. 8 ha
②アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1 4 3. 5 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4 0. 5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2 0. 2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 1. 0 ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2 2. 1 ha
⑤地域内に中心経営体の集積面積の合計	8 8. 5 ha
(備考)	

3 七ヶ谷・九ヶ谷地区

①地域内の耕地面積	217.7ha
②アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	155.0ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	103.5ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	35.5ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.8ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.5ha
⑤地域内に中心経営体の集積面積の合計	75.0ha
(備考)	

4 湯沢・川北・高田地区

①地域内の耕地面積	357.2ha
②アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	282.9ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	116.9ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	86.4ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.5ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.5ha
⑤地域内に中心経営体の集積面積の合計	122.9ha
(備考)	

5 女川地区

①地域内の耕地面積	395.9ha
②アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	331.9ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	52.0ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.3ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	51.3ha
⑤地域内に中心経営体の集積面積の合計	225.7ha
(備考)	

5. 対象地区的課題

1両関・四ヶ字地区

- 地域の大半は、昭和42年の羽越水害による災害復旧で区画整理された農地のままで、区画や土壤改善の問題が残っている。
- 中心経営体としての数はある程度確保できているが、集落によっては、特定の経営体に集積しすぎているところもある。
- 村の中心部ではあるが、有害鳥獣の問題があり、山間の集落では耕作の維持管理が困難な箇所が出てきている。
- 農業後継者の確保や集落営農組織の取組も十分ではない。

2 霧出地区

自分の子供はあてにならないため、跡継ぎがいない。後継者不足。全体的に圃場の耕作条件が良くないことも後継者が現れない原因の一つ。

3 七ヶ谷・九ヶ谷地区

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(7.5ha)よりも、70歳以上で後継者未定、不明の農業者の耕作面積(46.3ha)の方が、地区全体で38.8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

また、当地域は中山間地域で生産条件が平場に比べて不利なため、受け手もいない現状がある。土壤条件から水稻以外の転換作物も見当たらないことに加え、サル、イノシシによる獣害も発生している。

4 湯沢・川北・高田地区

湯沢・川北・高田地区の共通課題として

- ①担い手・後継者が不足している。
- ②小区画圃場で作業効率が悪いうえ、用水路等の施設関係も老朽化が進んでいるため、基盤整備が必要と思われる。
- ③高齢化により耕作者が減少していく中で、法人化や集落営農も必要と思われる。
- ④鳥獣害対策も必要と思われる。

5 女川地区

当地区の課題として、①担い手の確保と②有害鳥獣対策の2点が主に挙げられる。

①担い手の確保

担い手の高齢化が進み、近い将来担い手が確保できるのか不安という集落が多くある。一部の集落では、ほ場整備を機に話し合いが進み、担い手の確保に見通しが立っている。しかし、ほ場整備をしていない地区では、当面は集落内の担い手で農地を受けていく方針だが、将来的に今の担い手が農業を続けられなくなったときの見通しが立っていない。集落外の担い手に入作を頼むことも含め、将来的な担い手の確保について、集落内で話し合いを進める必要がある。

②有害鳥獣対策

近年、サル、クマ、ハクビシンなど有害鳥獣の出没・被害が増加している。現状、個々の農家で対策をするにとどまっており、集落ぐるみでの追い払い対策等、組織的な対策を取れていない。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1 両関・四ヶ字地区

下関	○集落農家による法人組織を検討していくか、外部からの組織を受け入れることを検討 ・集約のための圃場整備に向けた取り組みを。
上関	○現在集約されている法人に集めるか、法人の他に若い担い手への育成を含めた集積も検討 ・集約のために圃場整備を推進
辰田新	○現状、集落内農家で耕作しているが、この状態を継続。（離農者がでても、集落内で対応へ）
打上	○極力、集落内で離農意向者の農地を受け入れていくこととするが、状況によっては、近隣集落の担い手に貸し付けることも検討。 ・5年以内に離農する見込みの農家が3件あり。
勝蔵	○現状、近隣集落の担い手にも貸し付けて耕作してもらっているが、現状のやり方を継続。
南赤谷	○現状、集落内農家で耕作しているが、この状態を継続。（離農者がでても、集落内で対応へ）
内須川	○現状、集落内農家で耕作しているが、この状態を継続。（離農者がでても、集落内で対応へ）

2 霧出地区

山本	○中心経営体がいないため、中心経営体の育成と入作を希望する認定農業者の受け入れを促進する。
幾地	○中心経営体となる農業者がいない。他からの受け入れが必要であるが、そのためには圃場の状態もよくしていく必要がある。
鍬江沢	○後継者がいないため、5年以内に他の集落又は法人等に手伝ってもらえるように対応していく。
上土沢	○組織による営農活動が必要。組織づくりを推進していく。
下土沢	○中心経営体となる農業者がいない。他からの受け入れが必要である。
大島	○集落営農を含めた組織づくりを推進していく。

3 七ヶ谷・九ヶ谷地区

蔵田島	○中心経営体となる農業者がいないので、認定農業者、農業経営組織等に貸し付けを早急に進める。
久保	○耕作者の高齢化が進んでいるため、集落外の農業組織等に耕作を依頼する。

鮎谷	○基盤整備を進めて、集落内の後継者を育てる。入作者への集約も進める。
金俣	○水利組合員だけでは農地を守れなくなってきたので、基盤整備を進め集落外の農業者への集約を進める。
大石	○基盤整備を進めて、集落内の後継者へ農地を集約する。
安角	○基盤整備を進めて、集落外の担い手に集約を進める。
上川口	○既に集落外の担い手に集約をしているので、今後も集落外の担い手と新規就農者へ集約をする。
下川口	○既に集落外の担い手に集約をしているので、今後も集落外の担い手と新規就農者へ集約をする。
荒川台	—
大内渕	—
片貝	—

聞出	—
沼	—
金丸	○集落内の耕作者の高齢化が進んでいるので、集落外の担い手、新規就農者へ集約を進める。
ハツロ	—

4 湯沢・川北・高田地区

沢	○機構への集積も検討しながらも、「認定農業者」だけにこだわらず、集落の耕作者で連携して維持を図っていく。
湯沢	○入作者（元湯沢集落住民）で農業を拡大したい若手がいることから、その者を主体とした集落営農や法人化を目指したい。また、集落独自での展開が不可となれば近隣集落と連携しての枠組みを目指すとともに状況によっては、他地区の法人への集積を再度検討する。
松平	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、その後については「他地区的法人」へ依頼（集積）を進めいく。
滝原	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、その後については「他地区的法人」へ依頼（集積）を進めいく。

上野山	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、10年後には「上野山・小見・前新田」で連携して集落営農や法人化などを目指す。
小見	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、10年後には「上野山・小見・前新田」で連携して集落営農や法人化などを目指す。
前新田	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、10年後には「上野山・小見・前新田」で連携して集落営農や法人化などを目指す。
松ヶ丘	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、その後については「他地区的法人」へ依頼（集積）を進める。
平内新	○数年は、「現状維持が可能」だが、機械の共同利用組織設立や集落営農の設立を目指す。
高田	○今後5年は、「現状維持が可能」だが、集落営農や法人化を目指す。
桂	○耕作地がバラバラな現状であるため、耕作者（担い手）間でバランスをとって耕作地の整理集約を目指す。

5 女川地区

上野原	○上野原集落には、中心経営体となる農業者がいないため、入作を希望する深沢集落の認定農業者を受け入れることにより対応していく。
深沢	○深沢集落の水田利用は、中心経営体となる農業法人と認定農業者が担う。

上野新	○上野新集落の水田利用は、中心経営体となる農業法人が一括して担う。
若山	○若山集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者4人が担う。
上野	○上野集落の水田利用は、現在の中心経営体に農地集約していく。
小和田	○小和田集落の水田利用は、集落内・集落外の中心経営体となる認定農業者が担う。
中東	○中東集落は、中心経営体となる農業者がいるが、認定農業者ではないので、その人に認定農業者になってもらう。 また、今後離農者が出た場合に集落の誰が農地を引き受けていくのか話し合う。
田麦千刈	○後継ぎがいなくなっている。今後は、自分たちの力で農地を守っていく。
蕨野	○蕨野集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者が担う。
上新保	○上新保集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者1人が担う。
蛇喰	○蛇喰集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者2人が担う。

南中	○南中集落の水田利用は、中心経営体（農業法人1社、認定農業者3人）及びその他農業者2人が担う。
宮前	○宮前集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者4人が担う。
朴坂	○朴坂集落の水田利用は、中心経営体となる認定農業者が担う。